

令和6年5月
地域安全課

通学路安全点検に係る横断者注意喚起灯の設置要望について

1 概要

市では車両と歩行者の悲惨な交通事故を1件でも減らすため、押しボタン式信号機がない横断歩道での歩行者の安全を確保することを目的とした横断者注意喚起灯の設置を行っています。

2 要望書の提出条件（通学路安全点検）

- (1) 信号機のない横断歩道上で設置が可能な道路構造であること。
- (2) 通学路であること。
- (3) 横断する児童生徒数が一定数見込めること。
- (4) 詳細な位置図の添付

3 注意事項

道路構造上、設置ができない場合があります。

令和6年度以降、条件を満たす箇所から予算の範囲内で計画的に設置します。

4 設置効果検証

(1) 新成一丁目地内

調査内容	設置前	設置後
日時	5/20(金)14:25～15:08	8/22(月)14:36～15:00
通過台数	40台	24台
一時停止台数	20台	20台
一時停止率	50%	83.3%

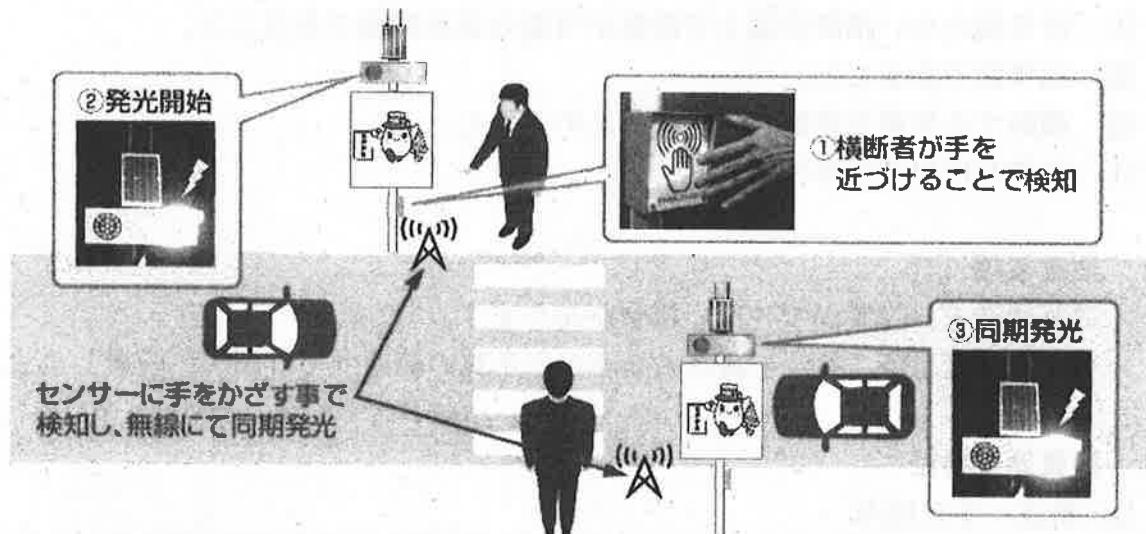
(2) 知氣寺町地内

調査内容	設置前	設置後
日時	6/24(金)14:30～15:30	9/5(月)13:50～14:15
通過台数	15台	10台
一時停止台数	0台	7台
一時停止率	0%	70%

横断者注意喚起灯の利用方法

横断者注意喚起灯とは、押しボタン式信号機がない横断歩道での安全を確保することを目的とした装置です。

この装置はセンサーに手を近づけると、喚起灯が点滅し、車両に注意を喚起することで、横断歩行者の安全を確保するものです。



※看板はイメージ図

- ① 横断する際は、センサーに手をかざしてください。
- ② 左右を確認し、車両が停止したことを確認してから、手を挙げて横断しましょう。



新成一丁目地内

令和6年5月

横断者注意喚起灯設置基準

下記の基準に該当する場合において、横断者注意喚起灯の設置を検討するものとする。

1. 信号機のない横断歩道上で設置が可能な道路構造であること。
(注意喚起灯が横断歩道の標識等に重なる場合、設置は困難)
2. 通学路であること。
3. 学校、PTA 及び町内会等からの要望書の提出があること。
4. 通学路安全点検において必要と判断された箇所であること。
5. 交通量及び小中学生の横断数が一定数見込めること。
6. 交通事故発生又は危険箇所であること。
7. 原則、横断歩道グリーン塗装済の箇所であること。

- ※ 設置箇所により、基準にあてはまらない場合有
- ※ 原則、单路での設置を想定。ただし、特に危険と認められる場合は十字路及び交差点等への設置を検討
- ※ 交通量及び小中学生の横断数は、現場にて調査を実施し、他の設置箇所と比較の上、設置を判断（具体的数値の基準は設けない。）

記載例

NO - - -

要 望 書

要 望 番 号	1	単位PTA名	○○小学校
区 分	あてはまるものに○を記入してください。 交通安全 ・ 防 犯 ・ 防 災		
新 規 ・ 継 続	あてはまるものに○を記入してください。 新規 継続 ⇒ (- - -) の継続		
要 望 場 所	○○町○○番地先 横断歩道		
要 望 事 項	内容を具体的に記入してください。 横断者注意喚起灯の設置		
要 望 理 由 情	当該横断歩道は、○○小学校の通学路であり、朝の通学時間帯に児童約70名が横断するが、交通量が多く横断することが難しい状況であり、前年の7月には横断中の児童と車両が衝突した事故が発生している。 交通事故発生を受け、押しボタン式信号機の設置要望を提出しているが、設置基準を満たさず設置が困難との回答から、代替えとして横断者注意喚起灯の設置を要望する。		
要 望 場 所 町 会 長 氏 名	※街頭設置の場合など		

要望箇所を通学する児童生徒数

(朝 70人 夕 60人) 人

要望場所と要望事項の具体的位置の図示

※ 横断歩道や信号機等の詳細な設置位置を記載

